

# 川崎市公報

毎月2回10日・25日発行  
 発行所  
 川崎市役所  
 (総務企画局総務部法制課)  
 川崎市川崎区宮本町1  
 電話 044-200-2062  
 F A X 044-200-3748

## 目次

### 規 則

◇川崎市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(第44号) .....	1703
◇川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則(第45号) .....	1704
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則(第46号) .....	1704

### 告 示

◇道路区域の変更(第262号) .....	1705
◇道路の供用開始(第263号) .....	1705
◇道路区域の変更(第264号) .....	1705
◇道路の供用開始(第265号) .....	1705
◇道路区域の変更(第266号) .....	1705
◇道路の供用開始(第267号) .....	1706
◇生活保護法等による指定介護機関の変更(第268号) .....	1706
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第269号) .....	1706
◇生活保護法等による指定施術機関の指定(第270号) .....	1706
◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第271号) .....	1706
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第272号) .....	1706
◇生活保護法等による指定医療機関の指定(第273号) .....	1706
◇生活保護法等による指定医療機関の変更(第274号) .....	1707
◇生活保護法等による指定施術機関の変更(第275号) .....	1707
◇生活保護法等による指定医療機関の廃止(第276号) .....	1707

◇生活保護法等による指定施術機関の廃止(第277号) .....	1707
◇生活保護法等による指定医療機関の辞退による廃止(第278号) .....	1707
◇川崎市管住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第279号) .....	1707
◇川崎市管住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第280号) .....	1707
◇川崎市管住宅の退去者滞納者に係る滞納使用料の収納業務の委託(第281号) .....	1708
◇自転車等の撤去と保管(第282号) .....	1708
◇自転車等の撤去と保管(第283号) .....	1708
◇道路区域の変更(第284号) .....	1708
◇道路の供用開始(第285号) .....	1709
◇道路区域の変更(第286号) .....	1709
◇道路の供用開始(第287号) .....	1709
◇コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務委託(第288号) .....	1709
◇個人情報保護条例の規定による個人情報ファイルの届出(第289号) .....	1709
◇個人情報保護条例の規定による目的外利用等の届出(第290号) .....	1710
◇川崎市市民文化局刊行物の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第291号) .....	1710
◇小黒恵子童謡歌集の有償頒布業務に係る収納事務の委託(第292号) .....	1710
◇川崎都市計画特別緑地保全地区の変更及び図書の縦覧(第293号) .....	1710
◇地縁団体の告示事項の変更(第294号) .....	1710

### 税告示

◇川崎市市税条例の規定による寄附金の指定の一部改正(第4号) .....	1711
--------------------------------------	------

### 公 告

◇環境影響評価に関する条例による事
-------------------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規則(以下「新規則」という。)別表第1の規定(20歳以上25歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項(最低限度額に係る部分に限る。)並びに25歳以上30歳未満の項、30歳以上35歳未満の項、35歳以上40歳未満の項及び40歳以上45歳未満の項に係る部分に限る。)は、平成30年4月1日(以下この項及び第4項において「適用日」という。)以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(以下「年金たる補償」という。)に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

3 新規則別表第1の規定(20歳未満の項及び45歳以上50歳未満の項並びに20歳以上25歳未満の項、50歳以上55歳未満の項、55歳以上60歳未満の項、60歳以上65歳未満の項、65歳以上70歳未満の項及び70歳以上の項(最高限度額に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)は、平成30年5月1日(以下この項において「適用日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、適用日以前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額又は適用日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

4 新規則別表第3の規定は、適用日以後の期間に係る介護補償の額について適用し、適用日以前の期間に係る介護補償の額については、なお従前の例による。

5 改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第45号

川崎市金銭会計規則の一部を改正する規則

川崎市金銭会計規則(昭和39年川崎市規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第3中

「株式会社八千代銀行  
横浜信用金庫  
株式会社東京都民銀行」

を

「株式会社きらぼし銀行  
横浜信用金庫」

に改める。

別表第4中

株式会社八千代銀行	登戸支店	川崎市多摩区登戸1,874番地
横浜信用金庫	川崎支店	川崎市幸区中幸町4丁目51番地2
株式会社東京都民銀行	梶ヶ谷支店	川崎市高津区末長1丁目44番14号

を

株式会社きらぼし銀行	登戸支店	川崎市多摩区登戸1,874番地
横浜信用金庫	川崎支店	川崎市幸区中幸町4丁目51番地2

を

に改める。

附 則

この規則は、平成30年5月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年4月27日

川崎市長 福田紀彦

川崎市規則第46号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成24年川崎市規則第86号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成30年5月24日」を「平成33年5月24日」に改める。

附則別表中「6ミリグラム」を「3ミリグラム」に改める。

附 則

この規則は、平成30年5月25日から施行する。